

後世の人びとから言われたい。

まばゆい尊敬こそが最大の防衛力

ゆるされない便乗改憲

「便乗」には、もともと嫌な響きがありました。「便乗値上げ」や「便乗商法」などがその典型です。ところが、これを上回る用いられ方が台頭しています。「便乗改憲」がそれです。これまでの用いられ方とは次元を異にするもので、一気に不気味さが増幅します。

その「便乗改憲」が急速に現実味を帯びてゐるのが今の日本社会です。話をわかりやすくするために、改憲を図ろうとしている人たち（以下、改憲論者）の胸の内を言い当ててみましょう。ズバリ、「どさくさまぎれ改憲」と言つた方がぴたりかもしれません。本稿では、まずはこの「便乗」や「どさくさまぎれ」が狙つているものを明らかにします。そのうえで、現行の憲法と社会保障や障害分野との関係を押さえ、加えて改憲の動きに対峙する視点に言及したいと思います。

に抑止力論があります。これは、相手国や周辺国と同水準の軍事力を保有することで先方からの攻撃を抑え込めるという戦略仮説です。これには、重大な落とし穴があります。

す。たてまえは均衡（拮抗）を唱えながら、絶えず相手を凌ぐうとする力がはたらくのです。抜きつ抜かれつをくり返しながら、当座は核ミサイルの過剰配備に至り、宇宙軍を展望することは明白です。要するに、「抑止力論」とは、「際限なき軍拡競争」以外の何物でもありません。「便乗改憲」は、そこに立ち入ることを意味します。それではどうすればいいのかになりますが、少なくとも「力には力を」ではない道を模索することです。これについては後半で述べます。

す。75年を経た憲法は、現代の間尺に合わないという考え方です。たしかに、憲法の制定時と現代とでは、世界も日本社会も隔世の感があります。今日的な重要なテーマである「地球環境」という考え方は盛り込まれておらず、「障害者」という文言もありません。問題は、不備を唱える改憲論者の本音がどこにあるのかです。不備の修正が本当のねらいではなく、「とにかくにも改正の実績をつくりたい」、この一点です。改憲の既成事実の上に、やおら本命に迫ることになるのです。本命とは、第9条の改正です。不備とされるものは、法律や政省令の改正で対応できるものばかりです。今は、時代遅れがもたらす問題よりも、一言でも変えることからくる弊害の方が何十倍も何百倍も大きいのだということをしかと

乙〇〇去人日本章舊者協議會代表

藤井克徳



最初に便乗論についてです。一体なにに便乗して憲法を変えようとしているのでしょうか。これは、改憲問題の最大の争点である、憲法第9条のあり方とも深く関係します。改憲論者の主要な言い分けは、国際脅威論です。「日本の隣国や近海でぶつそうな動きが増している。軍隊（徴兵）を復活させ戦争のできる国にしなければ」というものです。具体的には、「今般のロシアのウクライナ侵攻はどこにでも起こり得る」「北朝鮮のミサイル攻撃への備え」「中国の尖閣諸島の上陸阻止」などです。顕在化している国際緊張の動きをこの機とばかり煽り立て、「力には力を」の空気を醸成させようというものが、とくに昨今の便乗論の特徴です。

国際政治のパワー・ハテンスの影響で、国際緊張の質が変わつてきていることは事実です。だからといって「力には力を」の方向が正しいのでしょうか。到底与^{くみ}することはできません。なお、国際緊張の克服手段として、古くからの考え方

柏思柏夢の第2条と第3条

認識することです。

次に、私たちの暮らし、すなわち社会保障や障害分野と現行の憲法との関係について考えてみましょう。第25条に焦点を当てながら、第9条との関係にもふれます。あらためて、二つの項目からなる第25条を掲げます。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

無駄を削ぎ落して簡潔に表しています。それでいて、この短文の中に必要な要素を入れ込んでいるのですから、名文としか言いようがありません。問題は、私たちの社会がこの名文に恥じない実態にあるのかどうかです。残念ながら、イエスとはほど遠い状況です。「ほど遠い」を表す象徴的な文書を二点紹介します。いずれも、与党自民党の公式な文書です。この約10年間の政府の政策基調をなし、障害分野を含む社会保障政策の停滞もしくは後退の大元になっています。

一つ目は、第25条とは真逆の論調となる、「自助、共助、公助」論についてです。2010年改正の自民党綱領には、「自助自立する個人を尊重し、その条件を整えるとともに、公助・公助する仕組を充実する」とあります。一つひとつの